

架空請求の郵便はがきにご注意下さい

☎ 熊本県消費生活センター ☎ 3 8 3 - 0 9 9 9
商工観光課 商工観光係 ☎ 2 8 2 - 1 2 2 6

「民事訴訟管理センター」や「消費生活情報センター」等を名乗る人から、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」、「確認通知書」等と題した郵便はがき（例参照）が送り付けられる架空請求の事例が多発しています。これらの架空請求のはがきには、

- ・記載事項を読んでも、何の契約なのか、何の利用料金なのか全くわからない漠然とした内容になっている。
- ・消費者には身に覚えや心当たりがないが、はがきの文面には「未納料金」「裁判」「訴訟」「差押」「最終」などの消費者の不安をあおる言葉がならんでいる等の共通点があります。

～もし「はがき」がきたら～

◎あわてて電話をかけない

「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡しないで下さい。業者からの請求がエスカレートする場合があります。

◎無視し続ける勇気を持つ

真面目で誠実な方ほど言われるがまま対応してしまい、被害に遭う事があります。どんなに巧妙な記載がなされていても、身に覚えがなければ冷静に無視することが大切です。

◎少しでも怪しいと思ったら相談する

当該（いかにも実在しそうな機関を名乗り、言葉巧みに消費者の不安をあおってだまそうとする）手口は、差出人や題名を変えることで何度も繰り返されており、今後も同様の手口による架空請求が発生する可能性があります。

【裁判所からの通知はがきで届くことはありません】
※不安な時は、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

◆上益城 5 町消費生活相談室（相談受付時間：平日の午前 9 時～午後 4 時まで）

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
益城町役場 ☎ 2 8 6 - 3 2 1 0	御船町役場（商工観光課） ☎ 2 8 2 - 1 2 2 6	嘉島町役場 ☎ 2 3 7 - 1 1 1 2	甲佐町役場 ☎ 2 3 4 - 3 2 2 3	山都町役場 ☎ 0 9 6 7 - 7 2 - 3 1 3 3

（例参照）

確認通知書

平成 29 年 管理番号(い)第 432 号

この度ご通知いたしましたのは貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて承りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になります。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する口頭弁論期日呼出状送達後に出廷となります。

尚、故意に放置されますと執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえをされてしまう事がありますので十分ご注意ください。

※ 最近個人情報悪用する業者が急増しておりますので万が一身に覚えがない場合早急にご連絡下さい。

9：00～17:00（土・日・祭日を除く）
〒108-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-59-5 日本橋会館 5 F
（受付窓口）●● - ●●●● - ●●●●

独立行政法人 消費生活情報センター

▲実際に送られてきた架空請求の郵便はがき



災害公営住宅入居者募集の仮申込みはお済みですか？【2月28日☎まで】

☎ 建設課 維持管理係 ☎ 2 8 2 - 1 3 1 2

御船町災害公営住宅の入居者を募集するため、仮申込みを受付けています。

■入居要件 ※詳細は平成30年 1 月号に記載

■申込み期限

2月28日☎まで（土日、祝日除く）

※ただし、2月25日☎は受け付けます。

9時～12時、13時～17時（平日・休日共通）

■仮申込みに必要なもの

- ・入居仮申込書（役場に用意しています）
- ・印鑑・り災証明書（写し可）
- ・解体証明書（写し可）また滅失登記簿謄本の写しなど

■受付場所 町役場庁舎1階ロビー 仮申込み受付窓口



義援金をいただきました

☎ 企画財政課 コミュニティ推進係 ☎ 2 8 2 - 1 2 6 3

このたびの熊本地震における全国の多くの方々から心温まるご支援に感謝します。義援金は、個人や企業、県などから、累計16億1,816万865円の善意をいただいています。

○フィオレット クロダユミ

○輪島市企画課

このうち、町に対して、1月1日から1月31日までに義援金をいただいた方々は次のとおりです。誠にありがとうございます（敬称略、順不同）

◎義援金累計 16億1,816万865円（1月31日現在）

義援金の内訳は、町への義援金が6,516万865円、県から町への配分金が15億5,300万円となっています。県から町への配分金は、県の配分委員会で決定した基準に基づき支給されますので、被害状況により金額が異なります。

現在、町では、県の配分基準に沿い、被害住家に居住していた世帯で、申請手続きが完了した人を対象に、義援金の配分を行っています。また、町の配分の義援金について30万円以上の修理費用を支出した一部損壊世帯を対象に配分を行っています。

個人で人間ドックを受診した国民健康保険加入者に助成

☎ 健康づくり支援課 健康推進係 ☎ 2 8 2 - 1 6 0 2

町の健康診査を受診せず、個別に人間ドックを受診した人へ 3,000円を助成します。対象は、20歳以上の国民健康保険加入者で、要件を満たす人です。

■申請窓口

役場健康づくり支援課窓口（保健センター）

■申請方法

①～④を準備し、申請してください。

①健診結果票、②国民健康保険被保険者証、③印鑑

④振込用通帳（申請者本人）

■助成額 3,000円

■対象者 ①～③すべてに該当する人。

①人間ドックの受診時に国民健康保険に加入している人

②今年度20歳以上になる人で、町を介さず個人で特定健診検査項目がすべて含まれている人間ドックを受診した人

③人間ドックの検査結果を、特定健診および特定保健指導に利用し、特定保健指導の対象者となった場合に保健指導を受けることが可能な人

■申込期限 平成30年3月30日☎